

○狭山市建設工事請負契約に係る入札内容の公表に関する要綱

平成 10 年 6 月 29 日

告示第 113 号

改正 平成 11 年 3 月 31 日 告示第 54 号	平成 13 年 3 月 30 日 告示第 60 号
平成 14 年 11 月 29 日 告示第 209 号	平成 17 年 3 月 29 日 告示第 54 号
平成 19 年 9 月 20 日 告示第 198 号	平成 21 年 3 月 31 日 告示第 64 号
平成 22 年 9 月 15 日 告示第 223 号	

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、狭山市が発注する建設工事の請負契約（建設工事に係る設計、調査及び測量の委託契約を含む。以下同じ。）に係る入札内容の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する請負契約)

第 2 条 入札内容を公表する請負契約は、設計額が 130 万円以上のものとする。

(公表事項及び時期)

第 3 条 入札内容の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について行う。

- (1) 入札執行前の公表 入札（予定）年月日、工事等の名称及び場所
- (2) 入札執行後の公表 設計額、予定価格、調査基準価格、指名業者、入札経過（全入札業者の氏名又は名称及び入札金額）及び入札結果（落札業者の氏名又は名称及び落札金額）
 - 2 前項第 1 号の公表は指名通知後に、同項第 2 号の公表は入札執行後にそれぞれ速やかに行う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、入札が不調に終わった場合の当該入札に係る第 1 項第 2 号の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり行う。
- (1) 再入札に付する場合 再入札執行後の入札内容の公表時に合わせて公表する。
- (2) 随意契約に移行した場合 契約業者決定後に見積結果と合わせて公表する。

一部改正〔平成 11 年告示 54 号・13 年 60 号・14 年 209 号・17 年 54 号・19 年 198 号・21 年 64 号〕

(公表方法等)

第 4 条 入札内容の公表は、原則として書面による閲覧方式（以下「書面閲覧」という。）及び市のホームページに掲載する方式により行う。

- 2 書面閲覧は、入札を実施する課の長が指定する場所において行う。
- 3 書面閲覧に当たっては、閲覧者の氏名等の記帳は要しない。
- 4 書面閲覧の期間は、閲覧する入札内容に係る文書の保存年限までとする。

一部改正〔平成 17 年告示 54 号〕

(適用除外)

第5条 公募型指名競争入札その他の特殊な入札方式の入札内容の公表に関し、別に定めがあるときは、この要綱の規定は、適用しない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成10年7月1日から施行する。

(入札等の内容の公表に関する要綱の廃止)

2 入札等の内容の公表に関する要綱(昭和57年告示第97号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に執行された入札等の内容の公表については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日告示第54号)

1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に執行する入札から適用する。

附 則(平成13年3月30日告示第60号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年11月29日告示第209号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月29日告示第54号)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条及び第4条の規定は、この告示の施行の日以後に執行する入札から適用する。

附 則(平成19年9月20日告示第198号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第64号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月15日告示第223号)

1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に執行する入札から適用する。